



三重県公報

平成30年10月26日（金）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	人 事 委 規 則		
	三重県人事委員会規則7-4（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
	病院事業庁管理規程		
4	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	（病 院 事 業 庁）	2

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「三千三百円」を「三千五百五十円」に、「二千六百八十円」を「二千八百八十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成三十年四月一日から適用する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十年十月二十六日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

三重県病院事業庁管理規程第四号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、」を削り、同項第一号中「助産師、看護師、准看護師等の勤務時間」を「その勤務時間」に、「六千六百円」を「七千三百円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「三千三百円」を「三千五百五十円」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「二千六百八十円」を「二千八百八十円」に改め、同号を同項第三号とする。

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「新管理規程」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
- 2 改正前の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程に基づいて平成三十年四月一日以後の分として支給された手当は、新管理規程の規定による手当の内払とみなす。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>